

1 | 鉄鋼・アルミ製品への追加関税措置を拡大

- トランプ大統領は2025年2月10日、1962年通商拡大法232条に基づき、国家安全保障を理由に鉄鋼・アルミ製品への追加関税措置を拡大する大統領布告を発表し、同措置は3月12日に発動。以降、必要に応じ関税率や対象品目の調整を継続。

第1次トランプ政権

2018年3月

鉄鋼製品に**25%**の追加関税
アルミ製品に**10%**の追加関税

2020年1月

特定の鉄鋼・アルミ派生品も対象に追加
鉄鋼派生品は**25%**、
アルミ派生品は**10%**の追加関税

例外
措置

<国・地域別の適用除外制度>

- ・ 鉄鋼の適用除外：豪州、カナダ、メキシコ、ウクライナ
- ・ 鉄鋼の数量割当：アルゼンチン、ブラジル、韓国
- ・ アルミの適用除外：豪州、カナダ、メキシコ
- ・ アルミの数量割当：アルゼンチン
- ・ 鉄鋼・アルミの関税割当：EU、英国
- ・ 鉄鋼の関税割当：日本

<申請者別の適用除外制度>

<製品別の適用除外制度>

第2次トランプ政権

2025年3月12日

鉄鋼・アルミ製品・同派生品に**25%**の追加関税
鉄鋼・アルミ派生品の対象品目を追加

2025年4月4日

アルミ缶・缶ビールを対象に追加

2025年6月4日

鉄鋼・アルミ製品・同派生品に**50%**の追加関税

2025年6月23日

冷蔵庫や洗濯機など白物家電を対象に追加

2025年8月18日

鉄鋼・アルミ派生品の対象品目を追加

2026年4月2日

鉄鋼・アルミ製品・同派生品の対象品目削減
特定品目に対する税率を10～25%に引き下げ
鉄鋼・アルミ派生品の課税方法を変更
※含有量に基づく輸入申告価格の一部から全体に対する従価税に変更

2026年6月4日

農業機械、建設・運搬機械に時限的な軽減措置

2026年7月20日

米国に投資を行う企業にアルミ関税の軽減措置

例外
措置

- 2025年3月12日以降、**全廃**
- 申請者別の適用除外制度は布告発表日の2025年2月10日に即日廃止となったが、既に承認を受けていた申請分については有効期限が切れるまで、または数量上限に到達するまで有効

追加の
動き

- 2026年4月2日以降、**全廃**
- 232条関税の対象品目を追加する新プロセスを2025年4月30日に導入、2025年に3回追加要請を受け付けたが、同制度は布告発表日の2026年4月2日に即日廃止となった。ただし、既に受理済みの申請分についての扱いは不明。

(出所) 米国政府公開資料 (2026年7月27日時点)

2 | 銅の半製品・派生品への追加関税措置を決定

- トランプ大統領は2025年7月30日、1962年通商拡大法232条に基づき、**銅の半製品・派生品に対し50%の追加関税を課す**大統領布告を発表。追加関税は**8月1日に発動**。当初、課税対象は半製品・派生品のうち、銅部分のみだったが、2026年4月6日から**輸入申告価格全体に変更**。
- また、銅鉱石、精鉱、銅マット、陰極、陽極などの**銅の原材料**および**銅スクラップ**などは**対象外**。

発表の概要	
発動日時	2025年8月1日午前0時1分（米国東部時間）
追加関税率	50%
対象品目	■ 銅の半製品 大統領布告に示された例：銅パイプ、銅線、銅棒、銅板、銅管など ■ 銅を多量に利用する派生品 大統領布告に示された例：パイプ継手、ケーブル、コネクタ、電気部品など
対象外品目	■ 銅の原材料 大統領布告に示された例：銅鉱石、精鉱、銅マット、陰極、陽極など ■ 銅スクラップ ■ 232条に基づく自動車・同部品の追加関税対象品目 (関税払戻は適用対象外)

（出所）米国政府公開資料（2026年7月27日時点）

3 | 追加関税対象の鉄鋼・アルミ・銅製品・同派生品（1）

- 対象品目のHTSコードは、2026年6月1日付[大統領布告](#)の附属書または、6月5日付米国税関（CBP）の通関業者向け[ガイドンス](#)の附属書を参照。
- 対象品目が鉄鋼・アルミ・銅の**複数を含む場合、関税率は重複して適用されない**。

鉄鋼・アルミ・銅製品・同派生品 関税率一覧

品目	税率	品目の米国関税分類番号（HTSコード）
鉄鋼製品（全部）	50%	布告附属書I-A
鉄鋼派生品（一部）	50%	布告附属書I-A
鉄鋼派生品（一部）	25%	布告附属書I-B
アルミ製品（全部）	50%	布告附属書I-A
アルミ派生品（一部）	50%	布告附属書I-A
アルミ派生品（一部）	25%	布告附属書I-B
銅製品（一部）	50%	布告附属書I-A
銅製品（一部）	25%	布告附属書I-B

対象外品目

1. 附属書I-BまたはⅢに規定される物品で、鉄・アルミ・銅を一切含有しない物品
2. 附属書I-BまたはⅢに規定される物品で、HTS番号72類、73類、74類、76類に分類されるものを除き、232条関税対象金属の重量が総重量の15%未満である物品
3. 世界貿易機関（WTO）の「民間航空機貿易に関する協定」の対象となる民間航空機およびその部品。ただし、米国が各国・地域と締結した相互貿易協定の中で、232条に基づく鉄鋼・アルミ・銅関税を適用しないと定めている場合（日本、韓国、英国、EU、台湾）。

国別の例外措置

■ 米国産の鉄鋼・アルミ・銅

85%以上米国で溶解・注湯された鉄鋼、精錬・鋳造されたアルミ、精錬・鋳造された銅から製造される製品に対する232条関税率は**10%**。

■ 英国産の鉄鋼・アルミ

95%以上英国で溶解・注湯された鉄鋼、精錬・鋳造されたアルミ、精錬・鋳造された銅から製造される製品で、附属書I-A掲載品目に対する232条関税率は**25%**、附属書I-B掲載品目に対する232条関税率は**15%**。

■ ロシア産のアルミ

附属書I-A、I-B、Ⅲに掲載されるロシアのアルミ製品・派生品は**200%**

4 | 追加関税対象の鉄鋼・アルミ・銅製品・同派生品（2）

- トランプ大統領は2026年4月2日および6月1日、1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミ・銅関税について、一部対象製品に対する軽減措置（関税免除・低減）を発表。ただし、いずれも時限的措置とされた。

	軽減措置の概要		
対象品目	産業機器・電力機器 (附属書III掲載品目)	農業機械 (コンバイン、収穫機など)	建設・運搬機械
発動期間	2026年4月6日～2027年12月31日通関分	2026年6月8日～2027年12月31日通関分	
新たな関税率 対象国・地域	■ 上記期間中は、一般関税率（MFN税率）が15%未満の場合は232条関税と合計し15%、MFN税率が15%以上であれば232条関税は課さない（MFN税率のみ適用） ■ 米国で溶解・注湯された鉄鋼、精錬・鋳造されたアルミから製造される製品は、MFN税率が10%未満の場合は232条関税と合計し10%、MFN税率が10%以上であれば232条関税は課さない（MFN税率のみ課される。） ■ 米国が正常貿易関係（NTR）のステータスを付保しない国の製品は、232条関税率は25% ■ 2028年1月1日以降は原則25%（附属書 I - B と同様の扱い）。	■ 上記期間中は、MFN税率が15%未満なら232条関税と合計し15%、MFN税率が15%以上なら232条関税は課されず、MFN税率のみ適用。 ■ 英国で精錬・鋳造されたアルミまたは鉄鋼のみの製品に対する関税率は15%。 ■ 米国で全量が精錬・鋳造されたアルミ・鉄鋼・銅を使用する派生品に対する関税率は10%。 ■ NTR非適用国からの輸入に対する関税は25% ■ 2028年1月1日以降に通関された派生品は、原則25%へ引き上げ（米国内で全量精錬・鋳造された場合を除く）。	■ 日本を含む11カ国・地域（注1）の品目 MFN税率が15%未満の場合は232条関税と合計して15%、MFN税率が15%以上の場合は追加関税無し。 ■ USMCAの特恵関税待遇対象のカナダ・メキシコ産の品目 米国で生産された価値を差し引いた価値に対して25%の追加関税賦課（注2） ■ 米国で全量が溶解・鋳造された鉄鋼を使用する品目 MFN税率が10%未満の場合は232条関税と合計して10%、MFN税率が10%以上の場合は追加関税無し。 ■ これらの条件をいずれも満たさない品目は、関税率25%を維持 （注1） アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、日本、韓国、リヒテンシュタイン、スイス、台湾、英国、およびEU （注2） この価値の割合が製品全体の価値の15%を下回る場合は、15%の追加関税。また、米国で生産された部品の価値の算出方法については、商務長官がCBPIに指針を出す予定。

5 | アルミへの232条関税に対する軽減措置

- トランプ大統領は2026年7月20日、1962年通商拡大法232条に基づくアルミ関税について、米国に投資を行う企業に対して関税の軽減措置を設ける大統領布告を発表。商務省は今後、企業から投資計画を募集し、軽減措置の対象企業を選定する。

アルミへの追加関税に対する軽減措置

概要

対象企業	米国における一次アルミニウムの生産拡大を促す新規投資を行う企業
目的	米国経済と防衛産業基盤にとって重要な、一次アルミの国内生産と供給の拡大
適用条件	■ 一次アルミを生産する施設の米国内での新設や改修、拡張に関する計画を提出し、商務長官に計画を承認される必要がある。 ■ 施設の建設は2029年1月20日までに開始する必要がある。 ■ 企業が投資計画を実行できないと判断した場合、商務長官は関税の軽減措置を取り消すことができる。
関税率	投資が完了した場合に見込まれる年間生産量に相当する量の一次アルミの年間輸入について、232条関税の税率を半減。

(注) 関税の軽減措置の対象となる一次アルミの米国関税分類番号（HTSコード）は明示されていない。

(出所) 米国政府公開資料、[ビジネス短信（7月21日）](#)（2026年7月27日時点）